

# 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日：2025年6月30日

|          | 男女の賃金の差異<br>(男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|---------------------------------|
| 全労働者     | 77.0%                           |
| 正社員      | 79.4%                           |
| パート・有期社員 | 72.3%                           |

**対象期間** 2024事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

**賃金** 基本給、超過労働に対する給与、賞与を含み、退職手当を除く

**正社員** 出向者については、給与を直接支払いとなる者は含み、出向元が支払う者は除く。

**パート・有期社員** 有期契約社員、パートタイマー、短時間勤務者を含み、派遣社員を除く。

## 差異についての補足説明

### 〈正社員〉

正社員の男性は運転職が大半を占め、女性は事務職が大半を占めており、職種により賃金差異が生じる為

### 〈パート・有期社員〉

パート・有期社員の男性も運転職が大半を占め、準社員、再雇用運転士も含まれ、女性は、短時間勤務者も多く在籍している為